

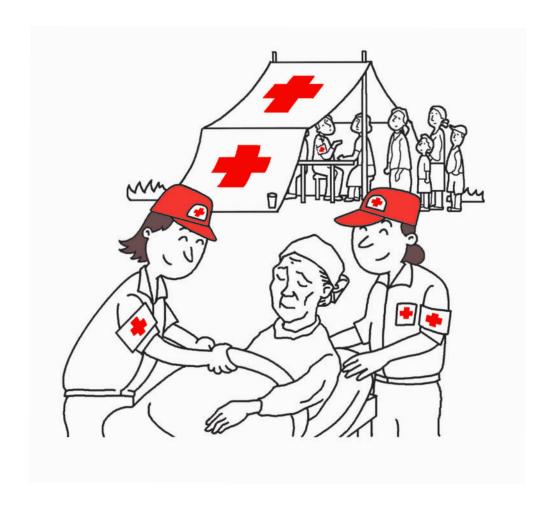
5

のあ 意な 味た をは

白地に赤色の十字マーク(赤十字マーク)は、命を守るための大切なマークです。

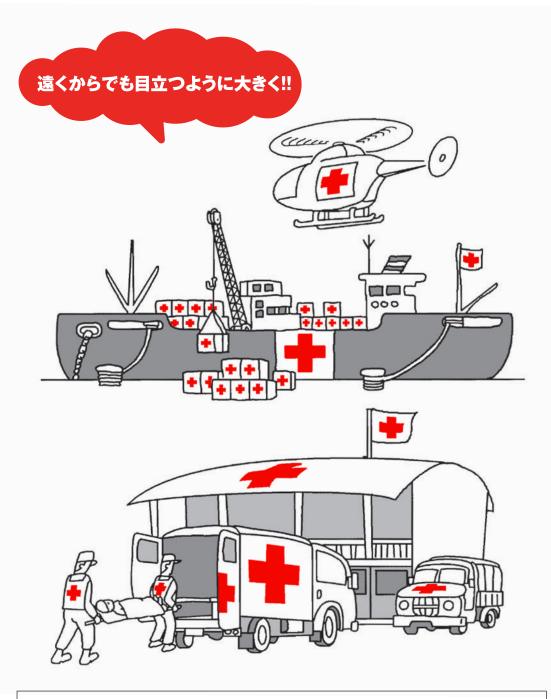
世界中で、戦争や紛争で傷つき苦しんでいる人々や、その人たちを救うために活動している人々を「守るため」に国際的に取り決められた重要なマークです。

このマークの力によって、世界中でたくさんの人々の命が、救われているのです。



赤十字マークが、人々を守るための役割を十分に果たせるよう、日頃から 皆さんがマークの意味を正しく理解し、正しく使用しなくてはなりません。 赤十字マークは、戦争や紛争などで傷ついた人々と、その人たちを救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を攻撃から守るために使用(表示)するマークです。したがって、紛争地域等でこの「赤十字マーク」を掲げている病院や救護員などには、絶対に攻撃を加えてはなりません。これは国際的な取決め(ジュネーブ条約)によって厳格に定められています。

攻撃から守るために掲げる赤十字マークは、遠くから見ても すぐわかるように、大きく目立つ形で使用されます。



第1ジュネーブ条約第19条及び第38条、第2追加議定書第12条(9ページ参照)

これだけ大切な意味がある赤十字マークには、なぜ大きさや形、色の濃淡などの様式が厳密に定められていないのでしょうか?

その理由は、次のとおりです。

戦争や紛争の中で、傷病者の治療や収容等の活動中であることを示すために赤十字のマークを掲げる人が、常に正確なマークを描けるとは限らないからです。

赤十字マークの規格を細かく厳密に定めてしまうと、戦争中に赤十字マークを掲げていても、寸法や形、色の濃淡などがわずかに異なることを理由として、その施設などが攻撃されてしまうかもしれません。



「赤十字マーク」、「赤新月マーク」、「レッドクリスタル」

「赤十字マーク」は、スイスに敬意を表するために、スイス国旗の配色「赤地に白い十字」を反転して「白地に赤い十字」としたものです。なお、多くのイスラム教国は、「十字はキリスト教を連想させる」として、赤十字の代わりに「赤新月」を使用していますが、使用に際しての条件、効力などは「赤十字」とまったく同一です。

また、平成 19 年 1 月 14 日にジュネーブ条約の第 3 追加議定書が発効し、「赤十字」と「赤新月」に加えて、新たな標章が追加されました。新たな標章は、白地に赤いひし形を配したもの(レッドクリスタル)となっています。なお、各国の赤十字社を表すマークとして使用する場合には、レッドクリスタルの中にその国独自のマークを入れることもできます。



赤新月



レッドクリスタル

第1ジュネーブ条約第38条(9ページ参照)

3

しませんか

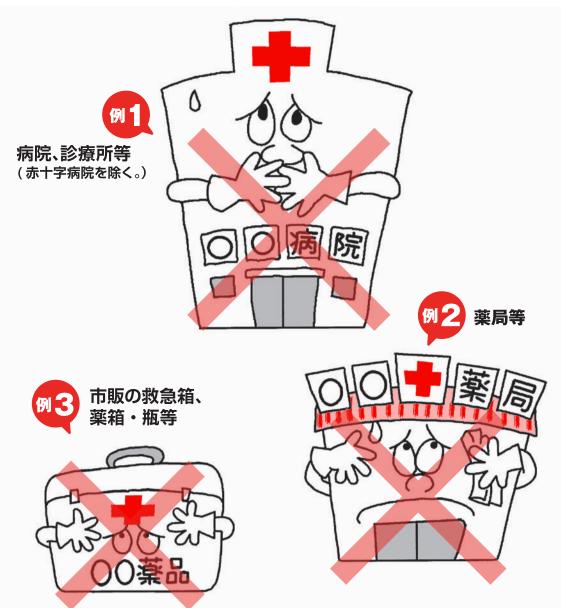
「赤十字マーク」が日頃から不適切に使用され世の中に氾濫すると、赤十字マークに対する理解が誤ることになり、戦争や紛争時に救護活動を行う軍の衛生部隊や赤十字国際委員会の活動等を適切に保護することができなくなってしまいます。

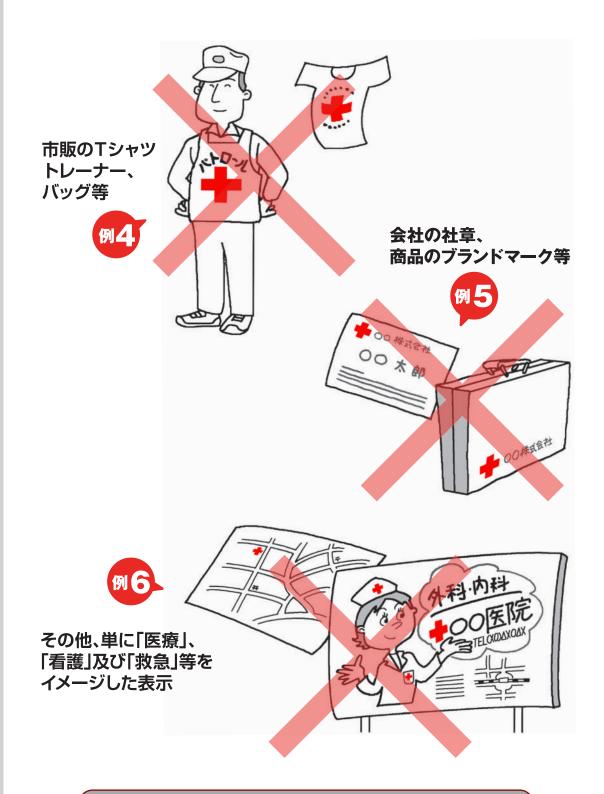
そこで、戦時以外での「赤十字マーク」の使い方についても、国際的な取決め(ジュネーブ条約)や国内の法律(赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律)によって厳格に定められています。

「赤十字マーク」は病院や医療を象徴するマークだと思っている人も少なくないようですが、「赤十字マーク」を使用できるのは赤十字社と自衛隊の衛生部隊など法律等に基づいて使用が認められている組織だけで、一般の病院や商品等に付けることは法律等により禁止されているのです。

次のようなケースは、

「赤十字マーク」を使用することができません。





「赤十字マーク」の使用が赤十字社以外で例外的に認められるケース

多くの人々が集まる場所において、けがをした人や体の具合の悪くなった人に無料で手当てをするための応急救護所の場所を示すために、例外的に日本赤十字社の許可を受けて「赤十字マーク」を使用することができます。詳しくは、日本赤十字社本社又は最寄りの各都道府県支部にお問合せください。

例) 国民体育大会や全国高等学校総合体育大会における救護所など。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第 1 条及び第 3 条 (10 ページ参照)、商標法第 4 条 (10 ページ参照)

戦時の救護活動を攻撃から守るためのしるしとしての赤十字マークに、厳格な規格が決められていないのと同様に(4ページ参照)、赤十字マークに類似したマークについても、その使用が制限されています。

赤十字マークに類似したマークとしては、 次の例が該当します。

(1) 赤色系統の色を使用した十字マーク

十字の色は、赤色だけでなく、赤色系統であれば類似となります。また、背景の色に ついても、完全な白色でなくても、白色系統であれば類似となります。







(2) 十字が傾いていたり、長さや形状を変えて図案化されていても 類似となります。







人々が見て「これは赤十字のマークかな?」と思うようなマークは、赤十字マークに類似したマークと考えられます。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第 1 条 (10 ページ参照)、商標法第 4 条 (10 ページ参照)

日本赤十字社は、なぜ赤十字マークを使えるの?

赤十字マークは、各国の赤十字社を表すマークとして、使用することができます。

世界各地で人道的活動を行っている各国の赤十字社は、赤十字社に関係している人や物であることを表すために、戦時でなくても「赤十字マーク」を使用することができます。これは、ジュネーブ条約により認められた使用方法です。

赤十字病院



献血運搬車

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第2条(10ページ参照)

赤十字マークに関する国際的な決まり(条約)や日本の法律

赤十字マークの使用の制限については、次のような条約や法律により厳格に定められています。

ジュネーブ条約(第1ジュネーブ条約)

【第19条】

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生機関の固定施設及び移動衛生部隊を攻撃 してはならず、常にこれを尊重し、且つ、保護しなければならない。(後略)

【第38条】

スイスに敬意を表するため、スイス連邦の国旗の配色を転倒して作成した白地に 赤十字の紋章は、軍隊の衛生機関の標章及び特殊記章として維持されるものとする。

【第 44 条】

本条の次項以下の項に掲げる場合を除く外、白地に赤十字の標章及び「赤十字」 又は「ジュネーブ十字」という語は、平時であると戦時であるとを問わず、この条 約及びこの条約と同様な事項について定める他の条約によって保護される衛生部 隊、衛生施設、要員及び材料を表示し、又は保護するためでなければ、使用しては ならない。(後略)

【第53条】

公のものであると私のものであるとを問わず、個人、団体、商社又は会社でこの 条約に基いて使用の権利を与えられていないものが、「赤十字」若しくは「ジュネー ブ十字」の標章若しくは名称又はそれを模倣した記章若しくは名称を使用すること は、その使用の目的及び採用の日付のいかんを問わず、常に禁止する。(後略)

ジュネーブ条約(第2追加議定書)

【第12条】

医療要員及び宗教要員、医療組織並びに医療用輸送手段は、権限のある関係当局の監督の下で、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の特殊標章を表示する。特殊標章は、すべての場合において尊重するものとし、また、不当に使用してはならない。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律

(昭和 22年 12月 10日法律第 159号)

【第1条】

白地に赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の標章若しくは赤十字、ジュネーブ十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない。

【第2条】

日本赤十字社は、前条の規定にかかわらず、白地に赤十字の標章及び赤十字の名称を用いることができる。

【第3条】

傷者又は病者の無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。

【第4条】

第1条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

※「赤のライオン及び太陽の標章」については、「赤十字の標章」及び「赤新月の標章」と同じくジュネーブ条約上有効な標章ですが、1980年までイランで使用されていただけで、現在使用している国はありません。

商標法

【第4条】

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

4 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号) 第1条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律(平成16年法律第112号)第158条第1項の特殊標章と同一 又は類似の商標

武力攻撃事態等における赤十字マークの取扱い

平成 16 年 9 月 17 日に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年法律第 112 号)により、武力攻撃事態、いわゆる有事の際は、保護標章としての赤十字マークの使用は国が管理することとなり、救護活動を行う一般の医療施設やその車両・器材などにも、国の許可によって赤十字マークが掲げられることとなります。

国際赤十字の仕組みと活動

赤十字の国際的ネットワーク

赤十字国際委員会 (ICRC)

International Committee of the Red Cross



国際赤十字・赤新月社連盟

International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies



紛争時に犠牲者等を保護するために、中立的な立場で介入することを認められている国際的な機関であり、戦時救護を目的として1863年設立された、最初の赤十字機関。

各国の赤十字社、 赤新月社

National Red Cross/ Red Crescent Societies



1919年に設立された、各国赤十字社・赤新月社の連合体である国際機関。主に災害救護や災害対策事業などの総合調整を行っている。

現在、世界の189の国・地域に赤十字社または赤新月社がある。赤新月とは、イスラム圏の国々が赤十字の代わりに用いている、赤い三日月のマークで、赤十字と同じ意味を持っている。

赤十字・赤新月国際会議

原則として4年ごとに開催される国際赤十字・赤新月運動の最高決議機関で、各国の赤十字社・赤新月社、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟の代表に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加します。会議では、各種の人道的課題の討議や、ジュネーブ諸条約その他の条約の制定に向けての提言などを行っています。

さらに詳しく知りたい方々のために

「赤十字と国際人道法」 ー普及のためのハンドブックー

(株) 日赤サービス発行 定価 257円(税込)

電話 03-3437-7516



赤十字標章パンフレット **知っていますか? このマークの本当の意味**

平成19年1月 初版発行 平成22年3月 第2版改訂 平成23年7月 第3版改訂 平成24年4月 第4版改訂 平成27年6月 第5版改訂

編集者/日本赤十字社 企画広報室 電話 03-3437-7070 ホームページ http://www.jrc.or.jp

発行所/株式会社日赤サービス 〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3 電話 03-3437-7516

お問合せは日本赤十字社本社または最寄りの日本赤十字社各都道府県支部までお願いします。 (本社・支部一覧ホームページ http://www.jrc.or.jp/search/ichiran/)

本書の無断転載・複製を禁じます。

©日本赤十字社